



2026年6月24日

各位

会社名 株式会社コスモスイニシア  
代表者名 代表取締役社長 高智 亮大朗  
(コード番号 8844 スタANDARD)  
問合せ先 取締役 専務執行役員 岡村 さゆり  
経営管理本部 本部長  
(TEL. 03-5444-3210)

### 当社及び当社子会社の取締役等に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年9月11日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 129,458株
(3) 処分価額	1株につき 1,247円
(4) 処分価額の総額	161,434,126円
(5) 割当予定先	当社取締役（※1） 4名 49,618株 当社執行役員（※2） 9名 58,564株 当社子会社代表取締役 3名 21,276株 ※1 監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除きます。 ※2 取締役を兼務する者を除きます。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2026年5月20日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除きます。以下同じ。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を一部改定することを決議し、2026年6月24日開催の第57期定時株主総会において、改定後の本制度に基づき、譲渡制限期間を従来の「中期経営計画における対象期間と合わせて、本割当株式の割当日から5年間までのうち、取締役会が定める期間」から「対象取締役が譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間」とすることにつき、ご承認をいただいております。また、当社の執行役員及び当社子会社の代表取締役に

対しても、本制度と同様の制度を導入しております。

本制度の概要は、以下のとおりです。

#### <本制度の概要>

当社の取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年3万株以内（3年分累計の場合は9万株）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当てを受ける当社の取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける当社の取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

今般、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績、対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、(i) 当社の取締役4名（以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社に対する金銭報酬債権合計61,873,646円を、(ii) 当社の執行役員（取締役を兼務する者を除きます。以下同じ。）9名（以下「対象執行役員」といいます。）に対し、当社に対する金銭債権73,029,308円を、また、(iii) 当社子会社は、その取締役会決議により、当社子会社の代表取締役3名（以下「対象子会社取締役」といい、「対象取締役」及び「対象執行役員」とあわせて「対象役員」といいます。）に対し、当社子会社に対する金銭報酬債権26,531,172円を付与しました。その上で、当社は、これらの金銭債権及び金銭報酬債権の合計161,434,126円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭債権（金銭報酬債権）の額は1,247円）、当社の普通株式129,458株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決定いたしました。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### （1）譲渡制限期間

対象役員は、2026年9月11日（払込期日）から当社の取締役、執行役員、参与、エグゼクティブアドバイザーその他当社との雇用又は委任関係に基づく地位及び当社子会社の代表取締役、参与、エグゼクティブアドバイザーその他当社子会社との雇用又は委任関係に基づく地位のいずれの地位も喪失する日までの期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### （2）譲渡制限の解除条件

①対象役員が、本割当契約において別途定める期間（ただし、前項に定める本譲渡制限期間を超えないものとする。以下「役務提供期間」（子会社取締役については「対象期間」）という。）、継続

して当社の取締役又は当社子会社の代表取締役の地位（対象役員が執行役員の場合は、当社の取締役若しくは執行役員又は当社子会社の代表取締役の地位。以下「本地位」という。）にあることに加え、②期末日時点において、中期経営計画（2026年度-2028年度）において目標として設定した当該中期経営計画期間中の単年度連結経常利益額、単年度ROE、又は、累積連結経常利益額の経営目標数値を上回ることを条件として、本譲渡制限期間満了時点をもって、本割当株式につき、譲渡制限を解除する。なお、上記②の条件の達成の有無は、各事業年度に係る会社法上の計算書類に基づき、当該計算書類が取締役会で承認された日から1か月以内（ただし、本譲渡制限期間内）に判断するものとする。

### （3）役務提供期間中に退任した場合の取扱い

上記（2）①にかかわらず、対象役員が、役務提供期間中に、死亡、任期満了その他当社取締役会が正当と認める理由により本地位を喪失した場合、（i）当該喪失の日を含む事業年度の単年評価分については、当該事業年度において上記（2）②の条件が達成されることを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該事業年度に係る各役務提供期間における役務提供期間開始日の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、対象役員が執行役員の場合は、役務提供期間開始日を含む月から当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数。また、1を超える場合は1とみなす。）に、対象役員が割当てを受けた本割当株式の数を乗じた数を6で除した数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式（単年度連結経常利益額と単年度ROEの双方の経営目標数値が設定された役務提供期間については、経営目標数値毎に当該計算を行い、2つの経営目標数値をいずれも上回る場合は合算した株式数とする。）につき、本譲渡制限を解除し、加えて（ii）累積評価分について、上記（2）②のうち累積連結経常利益額に係る条件が達成されることを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、2026年7月から当該喪失の日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、対象役員が執行役員の場合は、2026年4月から当該喪失の日を含む月までの月数を36で除した数。また、1を超える場合は1とみなす。）に対象役員が割当てを受けた本割当株式の数を乗じた数を3で除した数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、本譲渡制限を解除する。

### （4）当社による無償取得

当社は、本割当株式について、上記（2）②の条件が達成されないことが確定した場合、各役務提供期間の開始日が属する事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日において、当該役務提供期間に係る本割当株式の全部を当然に無償で取得する。また、当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、これを当然に無償で取得する。

### （5）株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、割当対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

### （6）組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、（i）当該承認の日（以下「組織再編等承認日」という。）を含む事業年度の単年評価分については、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、当該事業年度に係る各役

務提供期間における役務提供期間開始日の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、対象役員が執行役員の場合は、役務提供期間開始日を含む月から当該組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数。また、1を超える場合は1とみなす。）に、対象役員が割当てを受けた本割当株式の数を乗じた数を6で除した数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式（ただし、単年度連結経常利益額と単年度ROEの双方の経営目標数値が設定された役務提供期間については、経営目標数値毎に当該計算を行い、合算した株式数とする。）につき、本譲渡制限を解除し、(ii) 累積評価分については、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、2026年7月から組織再編等承認日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、対象者が執行役員の場合は、2026年4月から当該喪失の日を含む月までの月数を36で除した数。また、1を超える場合は1とみなす。）に、対象役員が割当てを受けた本割当株式の数を乗じた数を3で除した数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、本譲渡制限を解除する。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭債権（金銭報酬債権）を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年6月23日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,247円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上